

令和6年度滋賀県L P ガス料金負担軽減支援金 申請について（ご案内）

1. 第3回目となります標記支援事業にご協力お願いいたします。

滋賀県ではL P ガス料金の値引き事業（標記支援事業）を第3回目として行うことになりました。

次の2. をご参照いただき、申請をお願いいたします。

説明会は行いませんが要領や手引書等でご不明な点がありましたら滋賀県L P ガス協会事務局までお願いいたします。

2. 最初に申請の手続きをお願いいたします。

第3回目の支援（値引き）事業にご協力いただける販売事業者様は、まずは申請をしていただく形になります。申請は、申請書（様式第1）と消費者一覧と料金表の3点のご提出をお願いいたします。申請書等が届き次第、協会より交付決定通知書を郵送いたします。7月度の検針より値引きの開始をお願いいたします。

ご提出いただく書類 次の3点になります

○申請書（様式第1）

※様式第1は2ページあります。項目が1～8までありますのでご注意ください。

○一般消費者等の一覧（様式第1-1 任意様式可）

※できるだけExcel等のデータにてご提出をお願いいたします。

○標準的料金メニュー表

送付方法 次のいずれかの方法でお送りください

- ・ 支援金専用メールアドレスへ添付送信
shienjigyo@shiga-lpg.or.jp
- ・ 同封のレーターパックにて協会へ郵送
- ・ FAX送信 FAX番号：077-523-2884
- ・ 協会事務所にご持参

3. 様式類は、協会HPのトップページの滋賀県L P ガス料金負担軽減支援事業（後期）のボタンより様式はダウンロードいただけます

ダウンロードにてご利用になれる場合は、協会HPのトップページの「令和6年度滋賀県L P ガス料金負担軽減支援事業」のボタンからお願いします。

4. 第3回目支援（値引き）事業について第2回目からの主な変更点

対象月：7月検針分の1か月対象

値引額：対象月上限 880 円(税込み)

※7月検針したお客様の料金より上限 880 円（税込）の値引き
7月に検針し料金が発生したお客様が対象です。それまでにお客様であったかどうかは問いません。上限が税込み 880 円となりますので、その金額に満たないお客様は請求額が値引き額となります。

販売事業者事務手数料：値引きをしたお客様数×300 円(税込)

【上限 1, 200, 000 円（税込み）】

※7月の対象のお客様数に対して 300 円(税込み)を掛けた金額が手数料となり、精算時に値引き支援額と同時に振り込みます。

消費者一覧表(様式 1-1 及び 7-1)は Excel データ等でお願ひします

※Excel データ等であれば時間短縮になりますのでご協力お願いいたします。

5. 支援金事業の流れについて

①交付申請書類一式（申請書・消費者一覧・料金表）をご提出いただいた後、②交付決定通知書を皆様へ送付いたします。その後→③料金の値引き(税込上限 880 円)、値引き後→④実績(状況)報告書をご提出いただき、→⑤支援金額確定通知書を事務局から送付いたします。→⑥精算払い請求書をご提出いただき、→⑦精算金額を皆様へ振込みさせていただきます。



6. 値引きお知らせチラシおよび値引き説明文書について

第3回目の値引きお知らせチラシ(A5 両面カラー)は事前に郵送させていただきます。不足時は再度送付いたしますので、チラシ発注書にて FAX にてご連絡ください。直ちに送付させていただきます。<FAX 番号：077-523-2884>

値引き説明文書(A4 用紙 10 分割)はお客様へ請求書送付時等、必要な場合にコピー等にてご利用ください。

7. 交付決定通知書を郵送します。②

申請書をいただいた皆様に交付決定通知書を郵送します。同封の説明文書等をご確認いただき、7月検針分より値引きを開始してください。値引き後、7月の実績（状況）報告書【様式7】等3点（9.参照）をご提出ください。

8. 実績(状況)報告書【様式7】時にご提出いただく書類 ④

次の3点になります

○実績(状況)報告書【様式7】

※様式第7は2ページあります。項目が1～3と留意事項欄がありますのでご注意ください。

○値引き実績の内容を証する書面

値引きを行った一般消費者の一覧（様式第7-1）

※実績(状況)報告書[様式7]内の3の項目に①～③を選択とあり、②を選択された方がこの様式第7-1の一覧表となります。
できるだけExcel等のデータにて、ご提出をお願いいたします。

○10件の消費者の請求書または検針票の写し

※様式第7の2枚目の※2にて説明文があります。

実績(状況)報告書【様式7】と一緒にご提出お願いいたします。

※要領や手引書・様式には、実績(状況)報告書をいただいた後に協会事務局より無作為に指定する形となっておりますが、実績報告書と同

9. 支援金確定通知書を送付します。⑤

7月の実績(状況)報告書【様式7】をいただいた後、支援金が確定しますので、支援金（第3回目）の額の確定について通知書【様式8】を送付させていただきます。

10. 精算払い請求書【様式第9】のご提出 ⑥

支援金額確定通知書に基づき、精算払い請求書【様式第9】を作成いただきFAXもしくはメールにてご提出いただきます。

・支援金専用メールアドレス shienjigyo@shiga-lpg.or.jp

・FAX番号：077-523-2884

※精算払い請求書【様式第9】をご提出いただいた後でも支援金（値引額等）の不確定な部分がありましたら、返還通知書【様式第11】によりご返金いただく可能性もありますのでご了解ください。

※概算払い請求をされた方は、精算払い請求書【様式第9】に必ず概算払いを受けた額のご記入をお願いいたします。

1 1. 支援金のお支払いについて⑦

精算払い請求書が協会事務局に届きましたら、審査後、精算払い請求書に記載されている口座に振込みをさせていただきます。
この支援金のお支払いにて第3回目支援事業は終了となります。

※支援金をお支払いした後でも支援金（値引額等）の不確定な部分がありましたら、返還通知書【様式第11】によりご返金いただく可能性もありますのでご了承くださいますようお願いいたします。

1 2. 変更承認申請書【様式3】について

申請時の一般消費者等の数から30件以上増加した場合は、変更承認申請書【様式3】をご提出いただく形となりますので、よろしくようお願いいたします。

該当の場合、ご提出いただく書類 次の2点になります

○変更承認申請書（様式第3）

※様式第3は1ページのみです。記入項目は1～3までとなります。

○一般消費者等の一覧（様式第1-1 任意様式可）

1 3. 概算払い請求書【様式10】について（任意）

概算払い（前もって概ねの値引き資金を請求できる制度）をご希望の事業者様につきましては、決定通知書が届きましたら、概算払い請求書を出していただく事が可能になります。およその値引き額を計算して書いていただく形となります。最終は、事業終了後に精算します。概算払い請求書を受理してから、約10日以内に振込みをする予定です。

概算払い請求は必ずやらなければならないものではありません
ご希望の方になります。7月の事業終了後の精算にて一括で支援金額および手数料を受け取られる方は必要ないです。

7月の事業終了後の精算金額のお支払いについては9月中旬～10月末になるかと思われれます。ご了承ください。

概算払い請求時にご提出いただく書類 次の1点になります

○概算払い請求書（様式第10）

FAXまたはメールでご提出ください。